

令和5年度(2023年度)第5回熊本市環境審議会

次 第

日時：令和5年（2023年）12月22日（金）10時00分

会場：熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

1 開会

2 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項（案）について

3 その他

4 閉会

<配布資料>

資料1 (仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項（案）について

資料2 (仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項について 答申（案）

別紙1 熊本市の環境影響評価条例の地域区分（ゾーニング）（案）

別紙2 熊本市の環境影響評価条例の対象事業の種類・規模要件（案）

参考資料1 環境影響評価手続について

参考資料2 熊本県環境影響評価条例施行規則改正について

(仮称)熊本市環境影響評価条例 の基本的事項(案)について

令和5年12月22日(金)

熊本市環境政策課

- 1 環境影響評価条例制定の検討の背景
- 2 環境影響評価条例制定の検討
- 3 環境影響評価条例の手続方法
- 4 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)
- 5 環境影響評価条例の対象事業・規模要件
- 6 制定スケジュール

1. 環境影響評価条例制定の検討の背景

・近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害が多発しており、市民の環境に対する関心は高まっている中、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」の重要性は高まっている。

【懸念される環境への悪影響】



森林伐採による生物多様性の損失



法面崩落による周辺への影響



地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下

・熊本市では環境影響評価対象事業に対処するため、令和3年10月1日に「熊本市環境基本条例」を改正し、「環境影響評価」に関する規定を新規に追加した。また、令和4年3月29日には、第4次熊本市環境総合計画を策定し、令和6年度中を目途に(仮)熊本市環境影響評価条例を制定することを明記した。

・本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため、本市独自の「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に向け検討を始めたもの。

1. 環境影響評価条例制定の検討の背景

○ 熊本市環境審議会への諮問

令和5年4月24日、熊本市長から本審議会に対し、本市の多様で豊かな環境を受け継ぐ総合的な環境配慮制度として、「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定に向け、条例の基本的事項である「手続方法」、「地域区分」、「対象事業の種類や規模要件」についての諮問がなされた。

① 環境影響評価の手続方法

事業者が環境影響評価を実施する上で必要な手続方法(フロー)を設定

② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

自然環境などの地域特性に応じて、環境配慮を要する地域等を設定

③ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件

地域特性や都市計画等を踏まえ、対象事業の種類や規模要件を設定

条例で規定
(条例の基本的事項)

令和5年度は、条例の基本的事項について検討

2. 環境影響評価条例制定の検討

(1) 環境影響評価条例の検討の視点

本市の地域特性や近年の社会背景を考慮しつつ、以下の3つの視点をもって環境影響評価制度を構築する。

① 熊本市の豊かな地域特性に即した制度

本市は、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境や、熊本城をはじめとした史跡が混在する自然と歴史の香り高い都市であるため、このような地域特性を踏まえた地域区分(ゾーニング)や独自の対象事業を導入する。

② 世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

脱炭素化やネイチャーポジティブ(自然再興)の実現といった世界情勢や社会状況を踏まえ、本市の環境保全に十分配慮しつつ、環境負荷の低減が見込める事業に対する手続の簡略化や期間の短縮等、迅速かつ効果的な環境影響評価手続とする。

③ 事業者によるより良い環境づくりを促す制度

「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究」で示された「望ましい環境影響評価制度のあり方や今後の課題等」を踏まえ、従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度とする。

2. 環境影響評価条例制定の検討

(2) 本市の環境影響評価条例の前提条件

○ 熊本県境影響評価条例

(市町村との関係等)

第48条第2項

市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。



本市独自の条例を制定すれば、市域内で実施される事業が必ず市条例に基づきアセスが実施されるわけではない。

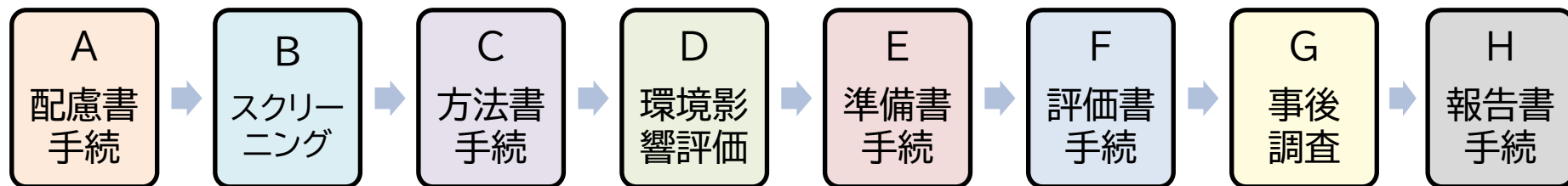
市域内で実施される事業であっても、県条例の基準より緩くしてしまうと、市条例ではアセスの対象でなくとも、県条例で対象となってしまう。

本市の環境保全に主体的に取り組むためには、**県条例を基本**に本市の条例を検討していく必要がある。

3. 環境影響評価条例の手続方法

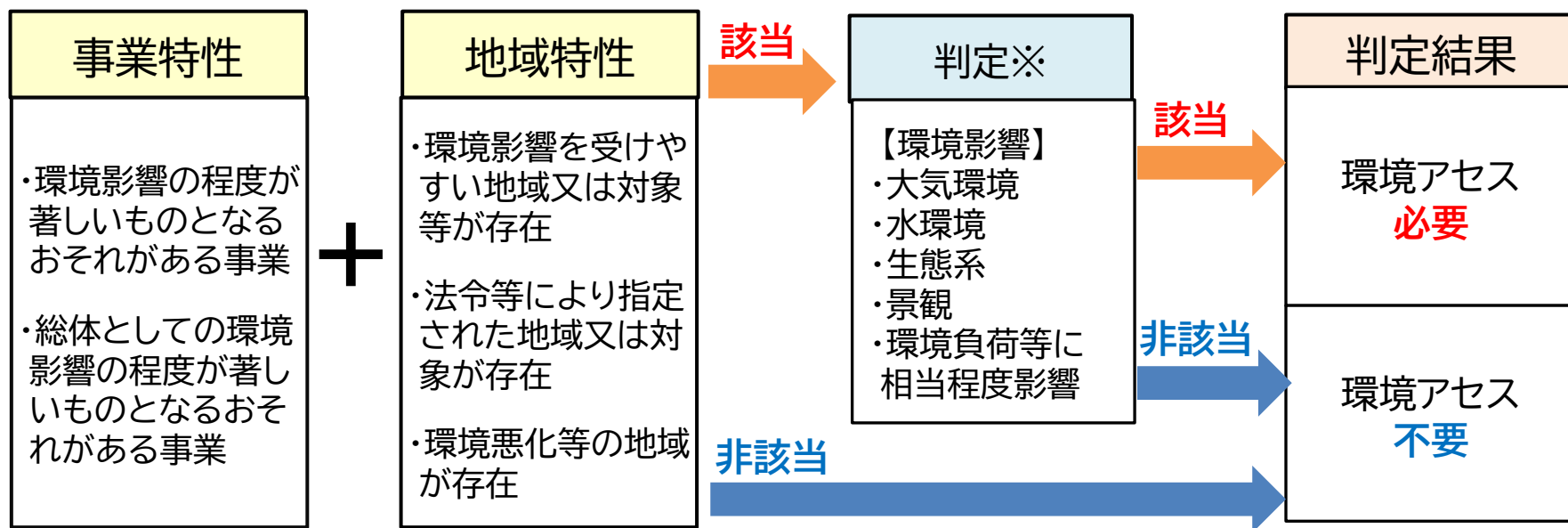
○ 本市の環境影響評価条例の手続方法

A「配慮書」～H「報告書手続き」まで全て採用



現在、県条例ではBスクリーニングのみ不採用だが、導入に向けて検討中

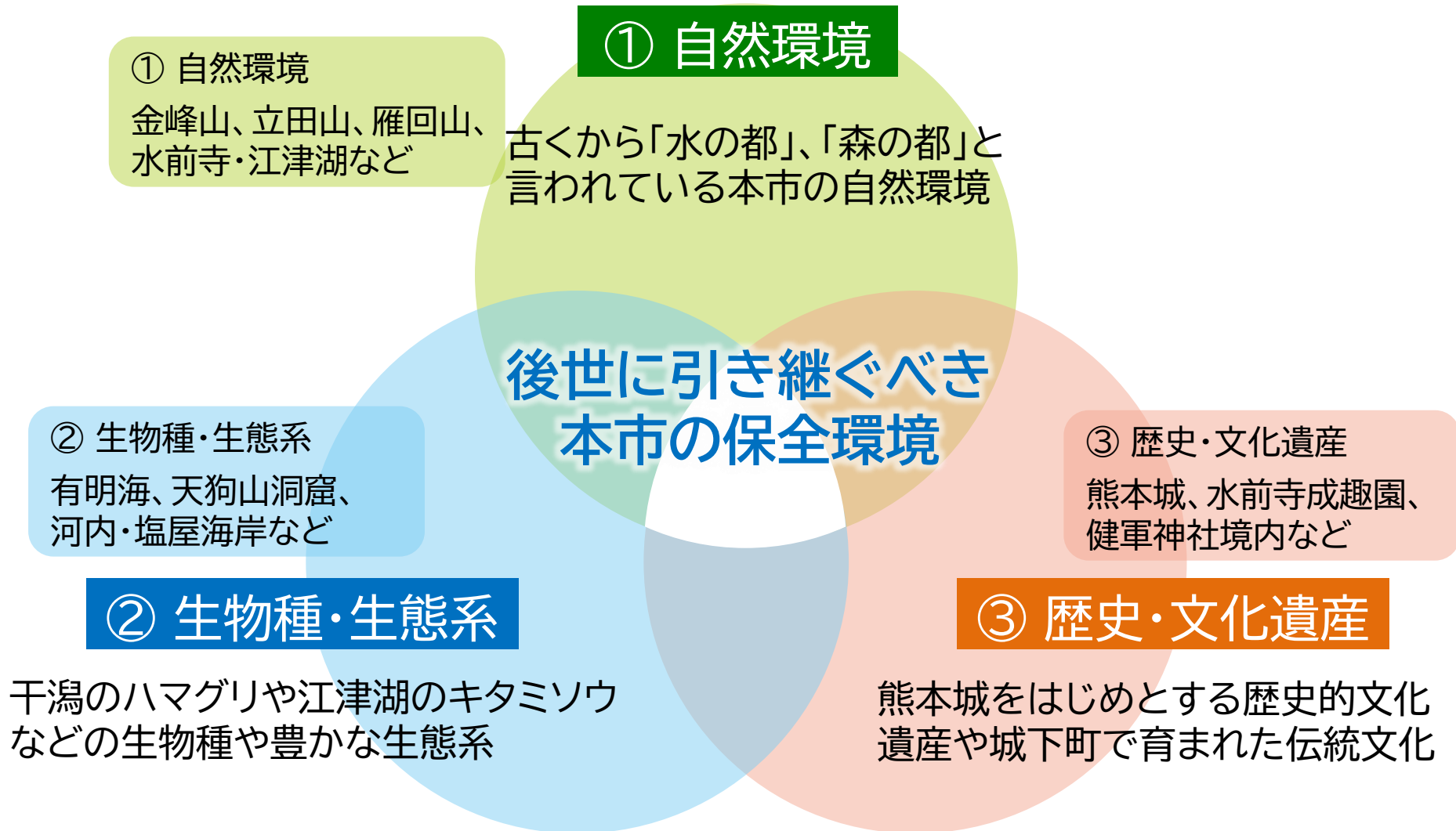
<スクリーニングの流れ>



※判定基準については、スクリーニングを導入することで環境悪化を招かないよう、今後「技術指針」等で明確に規定する。

4. 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)

(1) 本市の地域特性に応じた特に保全が必要な地域



4. 環境影響評価条例の地域区分(ゾーニング)

(2) 本市の地域区分(ゾーニング)

本市の特徴である自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産について、より環境への配慮が必要な地域を、「指定地域」に設定

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

※ 地域区分(ゾーニング)については、「別紙1」参照

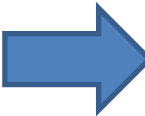
5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(1) 本市の対象事業の種類

<熊本市の環境影響評価制度対象事業の種類一覧>

出典:環境影響評価情報支援ネットワークHPの資料を引用・改編

対象事業の種類	道路 国道その他の道路	河川 ダム堰放水路等	鉄道等	飛行場	発電所	電気工作物	廃棄物処分場	廃棄物処理施設	埋立て、干拓	土地区画整理事業(法)	新住宅市街地開発事業(法)	工業団地造成事業	新都市基盤整備事業(法)	流通業務団地造成事業(法)	宅地の造成の事業	住宅団地造成事業	農用地造成事業	畜産施設	レクリエーション施設	都計第2種工作物	土石採取	鉱物採掘	発生土砂処分場等	下水終末処理場	浄水配水施設用地	大規模建築物(高層建築物)	工場事業場	ガス供給・熱供給	試験研究団地	学校用地	墓地・墓園	公園	複合事業	
国	●	●	●	●	●	－	●	－	●	●	●	●	●	●	●	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
熊本県	●	●	●	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	－	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	－
熊本市	●	●	●	●	●	－	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	▲	●	▲	▲	●	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●

- 
- ・市域内で事業実施の可能性があるため、県条例の対象事業はすべて本市の対象事業とする
 - ・この他、「大規模建築物(高層建築物)」と「複合事業」についても、本市の地域特性を踏まえ対象事業とする

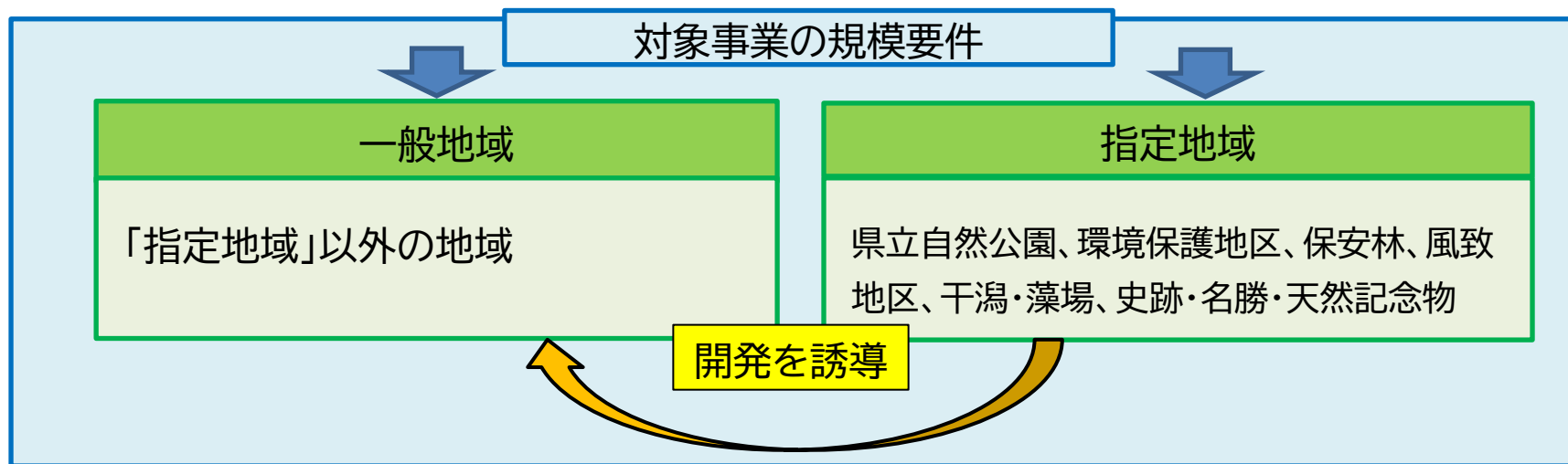
※ 対象事業の種類については、「別紙2」参照

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(2) 本市の対象事業の規模要件

- ・「指定地域」： 自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産の観点から重要な地域
- ・「一般地域」： 「指定地域」以外
- ・「一般地域」の規模要件は県条例と同等、「指定地域」は原則「一般地域」の50%
- ・ その他、事業特性上必要に応じて個別に設定

「指定地域」の規模要件を強化することで、「一般地域」へ開発が誘導される効果を期待



※ 対象事業の規模要件については、「別紙2」参照

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(3) 個別設定について

① 「飛行場」の規模要件

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	滑走路延長2,500m以上
	第2種事業	1,875～2,500m
県条例	全域	1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
市条例	一般地域	1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
	指定地域	625m以上又は延長後の長さ625m以上かつ延長部分125m以上

「一般地域」は県条例と同等の規模要件、「指定地域」は小規模の飛行場の建設に対応するため、その50%規模とする。

② 「豚房施設」の規模要件

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	対象外
	第2種事業	対象外
県条例	全域	施設面積7,500㎡以上又は増設後の総面積9,000㎡以上
市条例	一般地域	施設面積7,500㎡以上又は増設後の総面積9,000㎡以上
	指定地域	

本市では、畜産業の経営安定化と規模拡大を推進しており、「一般地域」、「指定地域」とともに、県条例と同じ規模要件とする。

※豚房施設からの排水については、水質汚濁防止法に基づき個別に規制されている。

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

③ 「複合事業」の規模要件

個別の開発行為が規模要件に満たない事業であっても、相互に密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施される事業を「複合事業」として設定

区分		事業の種類・規模要件
法	第1種事業	対象外
	第2種事業	対象外
県条例	全域	対象外
市条例	一般地域	造成等事業の合計面積が25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)
	指定地域	造成等事業の合計面積が12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)

「一般地域」は、造成を伴う事業の合計面積が25ha以上とし、「指定地域」はその50%規模とする。

- ・太陽電池発電所については、経産省・環境省通知「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」に基づき切り分けを防止。
- ・複合事業の要件や一体性の考え方(事業の近接性、実施時期、事業主体等)は、次年度に「技術指針」を策定するために設置する「専門家会議」において検討。

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

(4) 本市の対象事業の規模要件一覧

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(第1種事業(全域の以下の事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域:2車線以上かつ長さ10km以上)	4車線以上かつ長さ2.5km以上 (森林地域:2車線以上かつ長さ5km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ5km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積25ha以上
	堰	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上	湛水面積25ha以上又は改築後の面積25ha以上かつ増加面積12.5ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上	土地改変面積25ha以上
3	鉄道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
	軌道	長さ5km以上	長さ2.5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上	滑走路の長さ625m以上又は延長後の長さ625m以上かつ延長部分125m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上	出力7,500kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上	出力37,500kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上
	風力発電所	出力5,000kW以上 (一定の条件に該当する事業は除く)	出力2,500kW以上 (一定の条件に該当する事業は除く)
	太陽電池発電所	太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積が20ha以上	太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地の面積が10ha以上

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(第1種事業(全域の以下の事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
6	廃棄物最終処分場※ ¹	新設すべて	
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	処理能力2t/時又は50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	処理能力50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓※ ²	面積25ha以上 (干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)	
8	土地区画整理事業	面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上 (一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積(人口集中地区の面積を除く)12.5ha以上 (一定の要件を満たす場合は25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)	面積50ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)

5. 環境影響評価条例の対象事業・規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(第1種事業(全域の以下の事業))	指定地域(第2種事業(指定地域の以下の事業))
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上	面積10ha以上又は変更後の面積10ha以上かつ増加面積2.5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上	計画処理人口5万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排出水量0.5万m ³ /日以上	燃料使用量4kl/時又は平均排出水量0.25万m ³ /日以上
18	豚房施設※3	施設面積7,500m ² 以上又は増設後の総面積9,000m ² 以上	
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上	面積15ha以上又は変更後の面積25ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
21	大規模建築物(高層建築物)※4	延べ面積5万m ² 以上かつ高さ100m以上	
22	複合事業	面積25ha以上(一定の要件を満たす場合は50ha以上)	面積12.5ha以上(一定の要件を満たす場合は25ha以上)
23	港湾計画※5	埋立・掘込面積の合計150ha	

6. 制定スケジュール

環境影響評価制度の構築までの全体スケジュール

	令和5年度		令和6年度				令和7年度			
環境審議会		答申			条例案報告	条例・規則・技術指針公布予定			条例・規則・技術指針施行予定	
環境影響評価 専門家会議			技術指針等の検討							
周知・広報							周知・広報			

(仮称) 熊本市環境影響評価条例の基本的事項について

答申（案）

令和6年（2024年）1月〇〇日

熊本市環境審議会

答申

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について

1 はじめに

令和5年(2023年)4月24日、熊本市長から本審議会に対し、本市の多様で豊かな環境を受け継ぐ総合的な環境配慮制度としての「(仮称)熊本市環境影響評価条例」を制定するにあたり、条例の基本的事項であります「手続方法」、「地域区分」、「対象事業の種類や規模要件」について諮問がなされ、以下のとおり6回にわたり審議を進めてきました。その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

2 審議経過

令和5年度 第1回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年4月28日(金)午前10時00分から午前11時30分まで

審議事項 「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

令和5年度 第2回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年5月31日(水)午前10時00分から午前11時20分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「手続の方法」について意見聴取

令和5年度 第3回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年7月21日(金)午前10時00分から午前11時20分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「地域区分」について意見聴取

令和5年度 第4回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年11月22日(水)午前10時00分から午前11時30分まで

審議事項 条例の基本的事項のうち「対象事業の種類や規模要件」について意見聴取

令和5年度 第5回 熊本市環境審議会

開催日時 令和5年12月22日(金)午前10時00分から午前時 分まで

審議事項 答申(案)について意見聴取

令和5年度 第6回 熊本市環境審議会

開催日時 令和6年 月 日()午前 時から午前時 分まで

審議事項 答申(最終案)について意見聴取

3 条例制定の検討の背景

近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害に加え、半導体関連企業の進出等により、市民の環境に対する関心は高まっており、環境への悪影響を未然に防止するため、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する「環境影響評価制度」は、非常に重要なものとなっている。

そのような中、熊本市では環境影響評価対象事業に対処するため、令和3年10月1日に「熊本市環境基本条例」を改正し、「環境影響評価」に関する規定を新規に追加した。

また、令和4年3月29日には、第4次熊本市環境総合計画を策定し、令和6年度中を目途に(仮)熊本市環境影響評価条例を制定することを明記した。

以上を踏まえ、環境への悪影響を未然に防止するだけでなく、熊本市の魅力である自然環境の保全に主体的に取り組むため、熊本市独自の環境影響評価条例を制定されたい。

4 条例制定の検討の視点

(1) 熊本市の豊かな地域特性に即した制度

熊本市は、九州の中央に位置し、交通の要所で人口74万人を超える政令指定都市でありながら、清らかな地下水や豊かな緑といった自然環境や、熊本城をはじめとした史跡が混在する自然と歴史の香り高い都市であるため、このような地域特性を踏まえた地域区分(ゾーニング)や独自の対象事業を導入すること。

(2) 世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

脱炭素化や、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現といった世界情勢や社会状況を踏まえ、本市の環境保全に十分配慮しつつ、環境負荷の低減が見込める事業に対する手続の簡略化や期間の短縮等、迅速かつ効果的な環境影響評価手続とすること。

(3) 事業者によるより良い環境づくりを促す制度

「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究」で示された「望ましい環境影響評価制度のあり方や今後の課題等」を踏まえ、従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度とすること。

5 条例の基本的事項

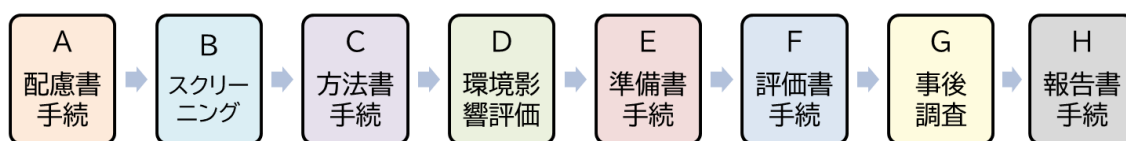
市独自の環境影響評価条例(以下「市条例」という。)の制定にあたっては、「熊本県環境影響評価条例」(以下「県条例」という。)の規定に基づき、市条例の内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関し県条例と同等以上の効果が期待できるものである必要がある。そのため、県条例の趣旨を踏まえ、4で述べた視点を踏まえた制度とすること。

(1) 手続方法

県条例を踏まえ、「配慮書手続」、「方法書手続」、「環境影響評価」、「準備書手続」、「評価書手続」、「事後調査」及び「報告書手続」を規定すること。

また、一般的に環境影響評価条例には、事業の種類や規模要件のみにより環境影響評価手続きが一律に義務化されていること、環境影響評価手続きに要する期間が長期にわたること、多額の費用負担が発生するなどの課題があることから、事業特性や地域特性を踏まえその後の環境影響評価手続きの要否を判定する「スクリーニング」を規定すること。

なお、「スクリーニング」の具体的な「判定基準」については、「専門家会議」において、明確にすること。



(2) 地域区分(ゾーニング)

本市の良好な自然環境を持続可能なものとするため、本市の地域特性を踏まえ、自然環境、生物種・生態系、歴史・文化遺産により特に環境への配慮が必要な地域を「指定地域」、それ以外の地域を「一般地域」とすること(別紙1のとおり)。

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	県立自然公園	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山など
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区など(計13箇所)
③	自然環境	保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全等に必要地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山など
④	自然環境	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山など(7地区)
⑤	生物種・生態系	干潟・藻場	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸など
⑥	歴史・文化遺産	史跡・名勝・天然記念物	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、藤崎台のクスノキ群など

(3) 対象事業の種類や規模要件

① 対象事業

県条例の対象事業は、本市においても実施される可能性があることから、全てを対象事業として規定すること。

加えて、特に都市部において建設が行われる「大規模建築物(高層建築物)」については、工事中・供用開始後ともに周辺への環境影響が大きいことから、対象事業として規定すること。

② 規模要件

「一般地域」の規模要件は県条例の規模要件と同等とし、大規模建築物(高層建築物)の「一般地域」の規模要件は、別紙2の表中21番に示す規模とすること。

「指定地域」の規模要件は、「一般地域」の50%の規模とすること。ただし、廃棄物処分場、公有水面の埋立・干拓、豚房施設、大規模建築物(高層建築物)、港湾計画については、事業特性の観点から、「一般地域」と同等の規模とすること(別紙2のとおり)。

また、県条例においては、更なる地下水のかん養を促すため、十分なかん養等の取組を行う事業については、県条例におけるその他の地域と同等の規模要件が適用されることから、本市においても、その趣旨を踏まえ、別紙2の表中8番、9番、10番、11番、12番、13番、15番のうちスポーツ又はレクリエーション施設及び20番の事業のうち十分なかん養等の取組を行う事業については、「一般地域」の規模要件を50ha、「指定地域」の規模要件を25ha とすること。

③ その他

個別の対象事業が規模要件に満たない場合であっても、相互に密接に関連する2つ以上の事業が一体的に実施される場合は「複合事業」として対象事業に規定し、規模要件は、別紙2の表中22番に示す規模とすること。

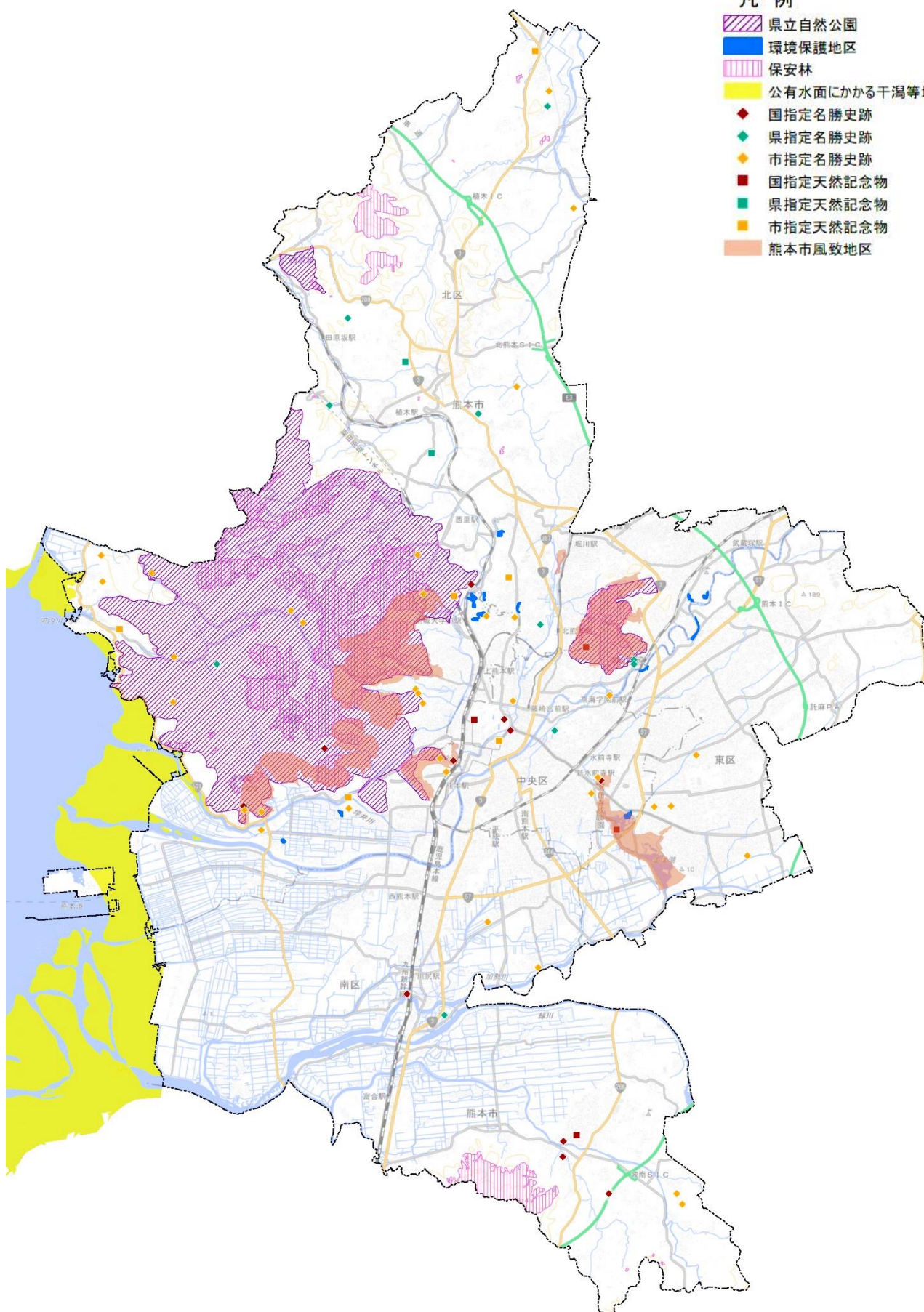
なお、「複合事業」の一体性の考え方(事業の近接性、実施時期、事業主体等)については、「専門家会議」において、明確にすること。

6 その他

現在、市域内における環境影響評価については、県条例が適応されているが、条例制定後は市条例が適応されることとなり、市民や事業者に影響を及ぼすことから、条例施行に向け広く市民や事業者へ周知するため、パブリックコメントに加え説明会の開催や様々な手段を活用した広報を行うなど丁寧な説明に努めること。

凡 例

- 県立自然公園
- 環境保護地区
- 保安林
- 公有水面にかかる干潟等地域
- 国指定名勝史跡
- 県指定名勝史跡
- 市指定名勝史跡
- 国指定天然記念物
- 県指定天然記念物
- 市指定天然記念物
- 熊本市風致地区



熊本市の対象事業の種類・規模要件(案)

指定地域：県の規模要件よりも原則 50%に設定し、スクリーニングにより環境影響評価の必要性を判断

番号	事業の種類	事業の規模要件等	
		一般地域(指定地域以外(第 1 種事業))	指定地域(第 2 種事業(指定地域の以下の事業))
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4 車線以上かつ長さ 5 km以上 (森林地域において 2 車線以上かつ長さ 10 km以上)	4 車線以上かつ長さ 2.5 km以上 (森林地域において 2 車線以上かつ長さ 5 km以上)
	大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10 km以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 5 km以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上	貯水面積 25ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上	湛水面積 25ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上	土地改変面積 25ha 以上
3	鉄道	長さ 5 km以上	長さ 2.5 km以上
	軌道	長さ 5 km以上	長さ 2.5 km以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上又は延長後の長さ 1,250m 以上かつ延長部分 250m 以上	滑走路の長さ 625m 以上又は延長後の長さ 625m 以上かつ延長部分 125m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kW 以上	出力 7,500kW 以上
	火力発電所	出力 75,000kW 以上	出力 37,500kW 以上
	地熱発電所	出力 5,000kW 以上	出力 2,500kW 以上
	風力発電所	出力 5,000kW 以上(一定の事業に該当する事業は除く。)	出力 2,500kW 以上
	太陽電池発電所	面積 20ha 以上	面積 10ha 以上
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上	処理能力 2t/時又は 50t/日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上	処理能力 50kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上地域	面積 25ha 以上地域
		(干潟等地域を含む場合は面積 5ha 以上)	(干潟等地域を含む場合は面積 5ha 以上)
8	土地区画整理事業	面積(人口集中地区の面積を除く)25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積(人口集中地区の面積を除く)12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
10	工業団地の造成事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
11	新都市基盤整備事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
13	住宅団地の造成事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)	面積 50ha 以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
	ゴルフ場	面積 20ha 以上又は変更後の面積 20ha 以上かつ増加面積 5ha 以上	面積 10ha 以上又は変更後の面積 10ha 以上かつ増加面積 2.5ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上	計画処理人口 5 万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排出水量 0.5 万㎡/日以上	燃料使用量 4kl/時又は平均排出水量 0.25 万㎡/日以上
18	豚房施設	施設面積 7,500 ㎡以上又は増設後の総面積 9,000 ㎡以上	施設面積 7,500 ㎡以上又は増設後の総面積 9,000 ㎡以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上又は変更後の面積 50ha 以上	面積 15ha 以上又は変更後の面積 25ha 以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
21	大規模建築物(高層建築物)	延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上	延べ面積 5 万㎡以上かつ高さ 100m 以上
22	複合事業	面積 25ha 以上(一定の要件を満たす場合は 50ha 以上)	面積 12.5ha 以上(一定の要件を満たす場合は 25ha 以上)
23	○ 港湾計画	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が 150ha 以上	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が 150ha 以上

 森林地域、
 干潟等地域、
 地下水保全地域
 指定地域(県立自然公園、環境保護地区、保安林、風致地区、干潟・藻場、史跡・名勝・天然記念物)

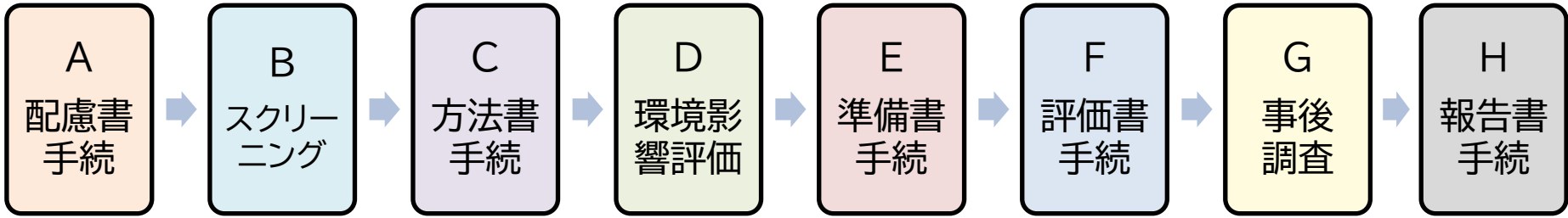
環境影響評価手続について

令和5年12月22日(金)

熊本市環境政策課

1. 環境影響評価手続の流れ

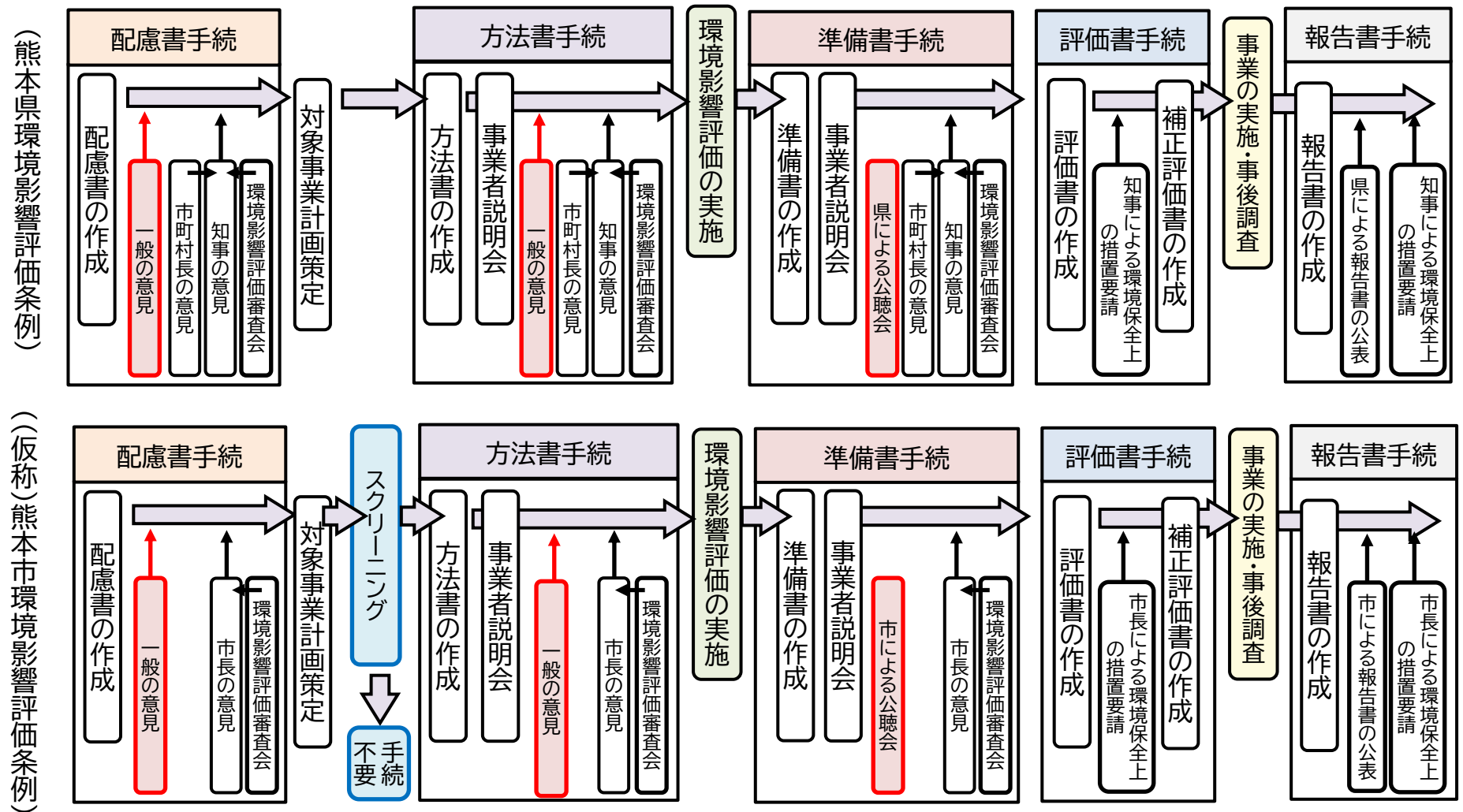
(1) 環境影響評価手続のフロー①



手続方法	手続内容	他自治体の状況	県の状況
A 配慮書手続	計画の早期段階において環境保全のために配慮すべき事項を検討する手続	42/68自治体で規定 16/19政令市で規定	○ (規定)
B スクリーニング	環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを決める手続	21/68自治体で規定 5/19政令市で規定	× (未規定)
C 方法書手続	環境影響評価が適正に行われるように、その方法や環境影響評価項目等を示す手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
D 環境影響評価	事業を実施した結果、環境がどのように変化するか調査、予測、評価するもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
E 準備書手続	事業者が事業実施に伴う環境影響について調査・予測・評価した結果をまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
F 評価書手続	準備書の結果に加え、住民等の意見を考慮して、最終的に取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
G 事後調査	環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合などに行う環境調査	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
H 報告書手続	事後調査の項目、手法、結果などを記載した報告書を作成するもの。	61/68自治体で規定 17/19政令市で規定	○ (規定)

1. 環境影響評価手続の流れ

(2) 環境影響評価手続のフロー②



2. 環境影響評価手続の概要

A 配慮書手続

事業者が、重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画を検討する早い段階で複数案を設定し、既存資料により簡易的に調査、予測、評価を行う手続。

<配慮書作成の概要>

対象事業の複数案の設定（複数案が現実的でない場合は単一案となる場合もある）
複数案の例：事業の位置や規模、施設の配置、構造（煙突の高さ、設備の能力）など

a案

b案

c案

○ 複数案について、影響要因ごとに重大な影響を受ける恐れのある環境要素についてポイントを絞って比較・検討する。

- ・影響要因：工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用
- ・**環境要素**：大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系、景観、廃棄物、文化財など



事業計画の決定
（事業の位置・規模・施設の配置、構造の決定）

2. 環境影響評価手続の概要

技術指針

環境要素の範囲

■ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

- ◎ 大気環境（大気質・騒音・振動・低周波音・悪臭・その他）
- ◎ 水環境（水象・水質・水底の底質・地下水の水象及び水質・その他）
- ◎ 土壌環境・その他の環境（地形、地質・地盤・土壌・その他）

■ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

- ◎ 動物 ◎ 植物 ◎ 生態系

■ 人と自然との豊かな触れ合い

- ◎ 景観 ◎ 触れ合い活動の場

■ 一般環境中の放射性物質

- ◎ 放射線の量

■ 環境への負荷

- ◎ 廃棄物 ◎ 温室効果ガス等

■ 文化財の保全

- ◎ 文化財

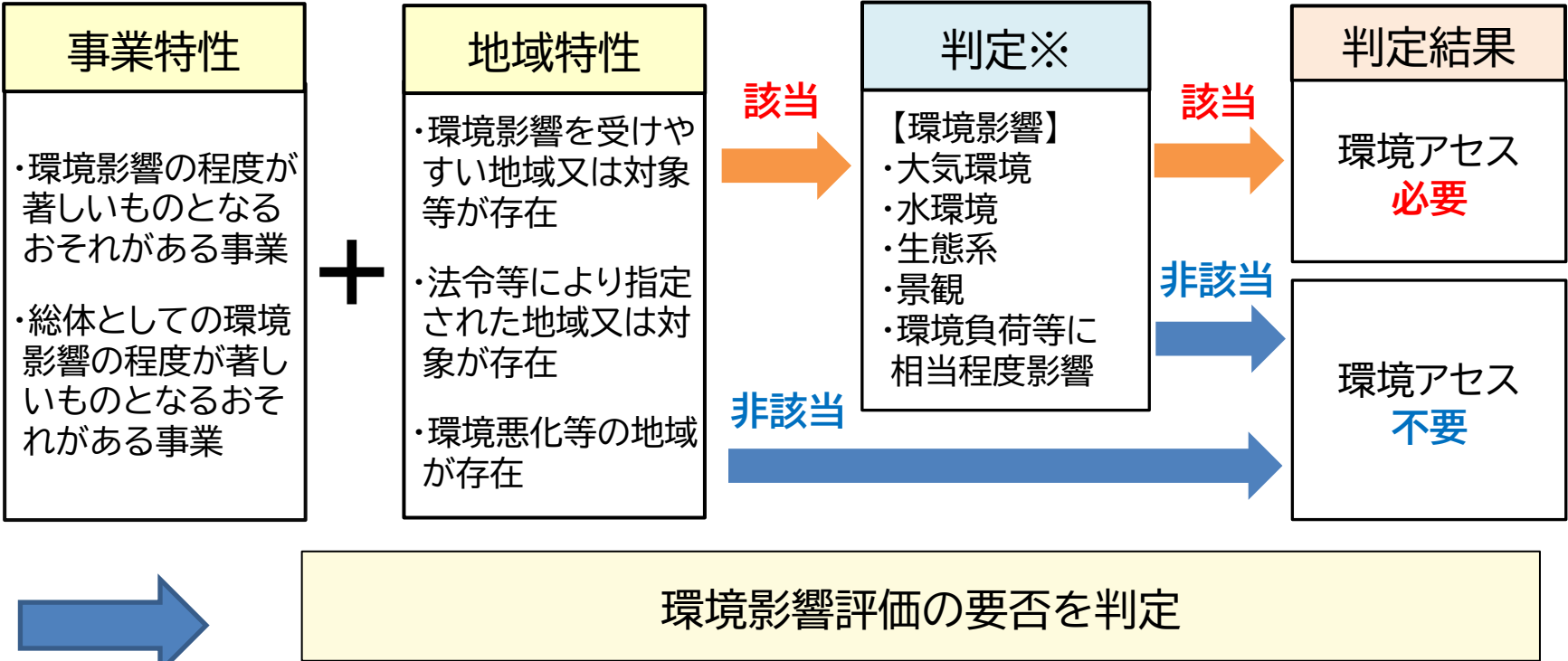
2. 環境影響評価手続の概要

B スクリーニング

アセス対象事業について、環境影響評価を行うべきかどうかを、個別にスクリーニング判定(ふるい分け)を行う手続

<スクリーニングの概要>

- 事業の「事業特性」と「地域特性」を踏まえ、環境への影響を判定し、環境影響評価の要否を判定する。(※判定基準については、今後「技術指針」等で整理)



2. 環境影響評価手続の概要

C 方法書手続

事業者が、「A 配慮書手続」で決定した事業計画の環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測、評価を行うかを決定する手続。

<方法書作成の概要>

○「A 配慮書手続」で決定した事業計画について、影響要因ごとに環境要素に及ぼす影響について詳細に検討する。

- ・影響要因：工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用
- ・環境要素：大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系、景観、廃棄物、文化財など

○ 検討にあたっては、技術指針で定める参考項目や参考手法を踏まえる。



調査、予測、評価する項目やその方法を決定

2. 環境影響評価手続の概要

<環境影響評価技術指針(参考項目・参考手法)>

技術指針

対象事業ごとに、環境影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)や影響を受けるおそれがある環境の構成要素(環境要素)の区分に応じて、一般的な事業における環境影響評価の「参考項目」を設定。

また、一般的な事業の内容と事業特性を踏まえ、各参考項目ごとに参考となる調査及び予測の「参考手法」を設定。

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考項目

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財	
		大気質		騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質								その他の環境要素
		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照障害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働	○		○	○	○												
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○		○	○	○												
	切土工等又は既存の工作物の除去							○			○	○	○			○		
	工事施工ヤードの設置							○		○	○	○	○					○
	工事用道路等の設置								○								○	
土地又は工作物の存在及び供用	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)						○		○	○	○	○	○	○	○			○
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)						○				○							
	自動車の走行	○	○		○	○	○											

2. 環境影響評価手続の概要

技術指針

(例) 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和27 年運輸省令第101 号) 第1条の2 の表第1号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第1 条の3 の表第6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 自動車の走行 季節ごとにそれぞれ1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		

2. 環境影響評価手続の概要

D 環境影響評価

事業者が、「C 方法書手続」で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測、評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価するもの。

調査

予測・評価に必要な地域の環境情報の収集・調査

- (例) ・ 既存資料の整理(環境白書、環境省レッドリスト等)
・ 現地調査(大気質濃度の測定、動植物の観察等)



予測

事業実施により環境がどのように変化するかを予測

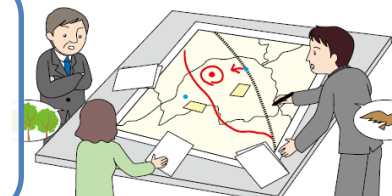
- (例) ・ 各種の予測式に基づいて計算(シミュレーション)
・ 景観ではモニタージュ写真の作成(完成予想図との合成)



評価

事業実施による環境への影響について検討

- (例) ・ 実行可能な最大限の対策がとられているか。
・ 環境保全に関する基準、目標等を達成しているか。



2. 環境影響評価手続の概要

E 準備書手続

事業者が、「D 環境影響評価」で行った調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続。

F 評価書手続

事業者が、「E 準備書手続」で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続。



事業者が事業着手

(「A 配慮書手続」から「F 評価書手続」が終了するまで事業着手に制限)

2. 環境影響評価手続の概要

G 事後調査

事業者が、予測の不確実性が大きい環境保全対策や実績が少ない環境保全対策を実施する場合に工事中や供用開始後に環境の状態を把握するために調査を行うもの。

H 報告書手続

事業者が、「G 事後調査」を実施した結果やこの調査により判明した環境影響に対する環境保全対策について、工事終了後に取りまとめる手続。



環境影響評価の手続終了

熊本県環境影響評価条例施行規則改正 について

令和5年12月22日(金)

熊本市環境政策課

(参考)熊本県環境影響評価条例施行規則改正(R5.10.1)

1 熊本県環境影響評価条例施行規則改正の内容

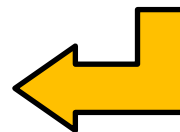
<熊本県環境影響評価条例施行規則の改正> (造成等の面事業について)

地下水涵養指針改正:「地下水採取量に見合う量
(採取量の10割)」のかん養を義務化

+

土地の造成等開発により
減少するかん養量以上のかん養

地下水保全地域の面事業の規模要件(50ha←25ha)に見直し



「地下水の涵養の促進に関する指針」改正

- 今後、企業等の地下水の採取量が増大した場合、現状の採取量とかん養量の収支バランスが確保できなくなる可能性があるため、地下水かん養量の目標量を「地下水採取量の1割」から「地下水採取量に見合う量(原則10割)」に改正。

「熊本県環境影響評価条例施行規則」改正

- 地下水保全地域内の面事業について、「地下水の採取量」と「開発により減少するかん養量」の合計を超える涵養等を行うことが確実であると見込まれる面事業に限り、25ha以上である規模要件を、一般の地域と同様の面積50ha以上にするよう改正。

2 地下水保全地域の面事業の規模要件が厳しく設定されている理由

熊本県では、水道水源の約8割を地下水に依存し、特に熊本地域では、水道水源のほぼ100%を地下水で賄うなど、地下水は将来に亘り保全しなければならない最も重要な環境要素。



県内全域における面事業の規模要件は50haであるが、地下水保全地域においては25haで設定されている。

3 本市の県条例規則改正への対応

地下水かん養を促進するため、県規則改正と同様の考え方を適用する。

事業の種類	事業の規模要件等	
	一般地域	指定地域
土地区画整理事業 工業団地造成事業 等	面積25ha以上 (ただし、一定の要件を満たす場合は面積50ha以上)	面積12.5ha以上 (ただし、一定の要件を満たす場合は面積25ha以上)